

INDAS South Asia Working Paper No.27
March 2019

バングラデシュにおける司法の独立と政治
——憲法第 16 次改正と最高裁による違憲判決を中心に——

浅野宜之 *
湊 一樹 **

**Independence of the Judiciary and Politics in Bangladesh:
The Case of the Sixteenth Amendment to the Constitution**

Noriyuki Asano *
Kazuki Minato **

人間文化研究機構プロジェクト地域研究推進事業「南アジア地域研究」
NIHU Project Integrated Area Studies on South Asia

* 関西大学政策創造学部

** アジア経済研究所地域研究センター

要旨

バングラデシュ人民共和国憲法は、これまで 16 回にわたる憲法改正を経ており、そのなかでも主要な改正はバングラデシュの政治面での大きな流れと深く結びついている。最近では、2014 年 9 月の憲法第 16 次改正により、最高裁裁判官を罷免する権限を議会に与えるよう変更が加えられ、司法部と政治部門の関係に大きな変化がもたらされた。しかし、同改正をめぐっては最高裁でその合憲性が争われた結果、違憲であるとの判断が司法部によって示されることとなった。本稿では、バングラデシュ憲法の司法に関連する条項とその歴史的変遷を踏まえたうえで、憲法第 16 次改正に対する最高裁の違憲判決の内容を検討する。最高裁判決で提示された論点からは、同改正による司法の独立の侵害を裁判所が認めており、その背景には政治部門への不信感があることが読み取れる。さらに、最高裁長官が違憲判決について政府与党から激しい非難を浴び、不可解な形で辞任するに至った経緯とその背景を整理することで、均衡と抑制の仕組みの解体を着実に進めるアワミ連盟政権の権威主義化を象徴する事例として、憲法第 16 次改正をめぐり司法と政治の関係をより大きな文脈に位置づける。

はじめに

バングラデシュ人民共和国憲法は、1972年12月に施行されて以来、16回にわたる憲法改正を経て現在に至っている。そのうち主な改正としては、憲法施行から軍政の崩壊による民主化までの時期（1972～1991年）については、シェイク・ムジブル・ラフマン（Sheikh Mujibur Rahman）率いるアワミ連盟（Awami League）による一党独裁体制に法的根拠を与えた第4次改正（1975年）、戒厳令下で出された布告や命令などはすべて合法であるとした第5次改正（1979年）と第7次改正（1986年）、第4次改正による大統領制への移行以来となる、議院内閣制への再移行を実現した第12次改正（1991年）などがある。また、民主化以降の時期（1991年～）については、政治的に中立な暫定政権のもとで自由で公正な選挙を円滑に実施することを目的とした「非政党選挙管理政府」（Non-Party Care-taker Government: NCG）制度を明文化した第13次改正（1996年）、NCG制度に関する条項を憲法から削除した第15次改正（2011年）などが挙げられる¹。

これらの例が示すように、バングラデシュでは憲法改正が政治面での大きな流れと深く結びついている。つまり、前者の時期については政治体制の変遷（民主主義体制から権威主義体制への急転換、クーデターによる軍部の権力掌握と「民政化」、軍政の崩壊と民主化）、後者の時期については民主主義の不安定性（特に、選挙の実施体制をめぐる政党間の対立とそれに伴う政治的混乱）が、憲法改正の内容や改正に至るまでの過程に色濃く反映されているのである²。そのため、憲法改正は政治的な色合いを帯びることが多く、民主化以降は、二大政党による激しい政治対立に憲法改正が巻き込まれるようになっていった。その結果、近年のバングラデシュでは、憲法改正の合憲性について判断を下す司法部への政治的圧力が一段と強まり、司法の独立を脅かしているとも指摘される[Hossain 2010; Chowdhury 2015; Hoque 2015]³。

したがって、これまでの憲法改正の具体的内容、それが及ぼした影響、改正が行われた政治的背景、改正についての司法部の判断とその論拠などを検討することは、バングラデシュという国のあり方がどのように変容してきたのか——特にここ数年については、政治体制の権威主義化がどのように進行してきたのか——を理解するうえで必要不可欠な作業なのである。そこで本稿では、バングラデシュ憲法の司法に関連する条項とその歴史的変遷を踏まえつつ、2014年9月の憲法第16次改正とそれに対する最高裁の違憲判決を検討することで、

¹ 第1次から第15次までの憲法改正の概要については、Islam (2016, 71-75) を参照。Ministry of Law and Justice (1986) には、第1次から第7次までの憲法改正に加えて、戒厳令下で出された布告や命令なども収録されている。NCG制度の法的位置づけ、導入から廃止までの経緯、NCG制度が政党間の争いの焦点となった政治的背景については、湊 (2018) を参照。

² 独立前後から現在までのバングラデシュの歴史については、『アジア動向年報』（各年版）、加賀谷・浜口 (1977)、佐藤編 (1990) などを参照。

³ 玉田 (2017) などのように、「政治の司法化」（judicialization of politics）という文脈で裁判官人事をめぐる政治部門と司法部の関係性に焦点を当てた研究が近年見られる。その一例が、同書に収められているインドのケースである（上田 2017）。また、レビツキー・ジブラット (2018, 106-109) は、民主的な選挙によって選ばれた政治指導者が民主主義を破壊していく過程の一つとして、政府による裁判所の支配を挙げている。

バングラデシュにおける司法の独立の問題について整理を試みる。それを通して、日本語による研究の蓄積が非常に少ない分野である、バングラデシュの司法および政治に関する基礎的資料を提供することを目的としている⁴。

憲法第 16 次改正は、最高裁裁判官を罷免する権限を議会に与えるという変更を含んでおり、司法部と政治部門の関係に大きな変化をもたらすものであった。そのため、同改正をめぐる最高裁でその合憲性が争われ、2016 年 5 月 5 日の高裁部での違憲判決に続いて、2017 年 7 月 3 日には上訴部において高裁部判決が全員一致で支持された結果、第 16 次改正は違憲であるとの判断が司法部によって示されることとなった。最高裁判決で提示された論点からは、同改正による司法の独立の侵害を裁判所が認めており、その背景には政治部門への不信感があることが読み取れる。しかし、上訴部判決の直後から、最高裁長官の意見に対する批判が政府与党から噴出したことで、司法部と政治部門との間で緊張が一気に高まり、最終的にはシンハ長官が不可解な形で辞任する事態となった。このように、第 16 次改正とそれに対する最高裁の違憲判決をめぐる一連の動きは、バングラデシュにおける司法の独立の現状を考えるうえで多くの示唆を与える。さらに、均衡と抑制という制度的な歯止めの解体を着実に進めるアワミ連盟政権の権威主義化を象徴する事例の一つとして、より大きな文脈にも位置づけられる。

本稿の構成は、以下のとおりである。第 1 節では、バングラデシュ憲法における司法関連規定とその歴史的変遷を概観する。第 2 節では、最高裁高裁部による憲法第 16 次改正に対する違憲判決を検討する。第 3 節では、最高裁上訴部による違憲判決から数か月のうちに、最高裁長官が辞任するに至った経緯とその背景を説明する。最後に、本稿の内容をまとめたうえで、バングラデシュにおける司法の独立に関する研究の今後の方向性について簡単に述べる。

I バングラデシュ憲法における司法関連規定

バングラデシュ憲法では、第 6 編が司法に関する部分であり、そのうち第 1 章（第 94 条～第 113 条）で最高裁判所、第 2 章（第 114 条～第 116A 条）で下級裁判所、第 3 章（第 117 条）で行政裁判所についてそれぞれ定めている。本節では、最高裁判所に関する第 1 章に焦点を当て、憲法の司法関連規定とその歴史的変遷を概観する。

1. 司法関連規定の概要

第 94 条は最高裁判所の設置に関する規定であり、第 1 項で上訴部（Appellate Division）と高裁部（High Court Division）からなる最高裁を設置すること、第 2 項で最高裁は最高裁判所長官（Chief Justice of Bangladesh）および大統領が必要と認め任命するその他の裁判官からなるとしている。また、第 3 項は上訴部に所属する最高裁長官およびその他の裁判官は上訴部にのみ属し、その他の裁判官は高裁部にのみ属することを規定している。そして、第 4 項は

⁴ バングラデシュの司法に関する日本語文献としては、佐藤（2007）と浅野（2015）がある。

裁判官の独立についての規定であり、法文では「憲法の規定に従い、最高裁判所長官及びその他の裁判官は、その司法機能を独立して執行しなければならない」と定めている。つまり、司法の独立のうち裁判官の独立に関わる部分を本項で規定していることになる [Islam 2012, 584-585]。

第 95 条は裁判官の任命、第 96 条は裁判官の任期に関わる規定であり、これまでの憲法改正で法文がたびたび変更されてきた。憲法改正の対象となった司法関連規定には、上記の他に、補充最高裁裁判官についての第 98 条、裁判官退職後の禁止事項についての第 99 条、最高裁の設置場所についての第 100 条、高裁部の管轄権についての第 101 条、特定の事項に関して命令および指令を発することができるという、高裁部の権限についての第 102 条、規則制定権についての第 107 条がある。これらに関しては、司法の独立の問題とより関係の深い第 95 条と第 96 条を中心に、憲法改正による規定の変化とあわせて後述する。

第 97 条は最高裁長官が空席となった場合または不在もしくは病気の場合などで大統領が必要と認めた時に、上訴部所属の最高裁裁判官のうち最高裁長官に次ぐ最先任の者が臨時代理を務めるとしている。第 103 条は上訴部の管轄権についての規定である。第 1 項では、高裁部による判決、デクレ、命令または宣告に対する上訴について管轄権があることを定め、第 2 項では上訴の対象となる事件について、憲法の解釈に関わる法律問題を含む事件であることを高裁部が保証したもの、高裁部により死刑判決の支持または死刑もしくは終身刑判決の言渡しがなされた事件、高裁部に対する裁判所侮辱により刑罰が科せられた事件などが挙げられている。そして、第 2 項で挙げられたものに該当しない事件については、上訴部が許可を与えた場合に限り上訴が認められる旨が第 3 項で規定されている。また、第 4 項は本条の規定について、高裁部に関する部分をその他の裁判所または審判所に適用する旨の法律を議会が制定できるとしている。

第 104 条では上訴部による指令、命令またはデクレなどの発出権限を定め、第 105 条では法律の規定および自ら規定した規則に従い、上訴部の判決または命令について再審理する権限を上訴部に認めている。また、第 106 条は最高裁の諮問管轄権についての規定であり、法文では「事項の性質上及び公共の重要性に鑑みて最高裁の意見を得ることが求められる法律問題が存在する又は発生しうる時、大統領は上訴部に検討を付し、上訴部は必要と考える聴聞の上で大統領に意見を回付する」となっている。

上記の他、第 108 条では最高裁判所が記録裁判所であること、第 109 条では高裁部が下級裁判所および審判所に対し管理、監督権限を持つことが定められている。また、第 110 条は高裁部による下級裁判所から高裁部への移送権限を規定し、第 111 条は最高裁判決の拘束性について定めている。同条によれば、上訴部の宣言する法は高裁部を拘束し、両部により宣言される法は下位のすべての裁判所を拘束するとされている。さらに、第 112 条は行政および司法機関は最高裁を支援しなければならないことを規定し、第 113 条は最高裁職員について定めている。

このように、上訴部の管轄権やその他の付随的規定については、憲法制定から現在に至るまで手が加えられていない。その一方で、裁判官の任命や任期などについては、憲法改正によって規定がたびたび変更されてきたのである。

2. 憲法改正による司法関連規定の変化

第 95 条は最高裁長官およびその他の裁判官の任命に関する規定である。憲法制定当初は、以下のような規定であった。

(1) 最高裁判所長官は、大統領がこれを任命し、その他の最高裁判所裁判官は、最高裁判所長官との協議のうえ、大統領がこれを任命する。

(2) バングラデシュ市民であるとともに以下のいずれかを満たさない者は、最高裁判所裁判官として任命されることはない。

(a) 10 年以上最高裁判所付き弁護士を務めた者

(b) バングラデシュ領内で 10 年以上司法官職又は弁護士の職に就いた者で、3 年以上県裁判所判事の職に就いた者 又は

(3) 本条において「最高裁判所」は、本憲法制定前にバングラデシュ領域内において高等裁判所としての管轄権を行使していた裁判所を含む。

この規定は、1975 年 1 月の憲法第 4 次改正により一部変更された。そのうち最も大きな変化は第 1 項に見られる。すなわち、

(1) 最高裁判所長官及びその他の裁判官は、大統領がこれを任命する。

という規定に置き換えられ、最高裁裁判官の任命にあたって最高裁長官との協議が必要とされなくなったのである。つまり、大統領の裁量によって最高裁人事を行うことを可能にした改正であった。第 4 次改正は、議院内閣制から大統領制へと統治体制を大きく転換するとともに、司法部の権限を著しく減じて、その独立性を損なうことで、大統領への権力の集中を図るものであった。その一環として、最高裁裁判官の人事に最高裁長官が関与する機会を保障した規定が、憲法から削除されたのである。

その後、1979 年の第 5 次改正により、第 4 次改正で導入された一党体制が廃止され、複数政党制が盛り込まれるとともに、司法に関しても一定程度的変化が見られた⁵。ただし、第 95 条第 1 項に「最高裁長官との協議のうえ」という文言が追加され、最高裁人事への最高裁長官の関与を認めるという憲法制定当初の形式に戻ったのは、第 5 次改正を違法とする判決を受けてなされた、2011 年の第 15 次改正によってである⁶。なお、この憲法改正は、それまで設けられていた非政党選挙管理政府（NCG）制度を廃止するとともに、基本的権利や統治体制に関連した規定をさまざまな面で改正したもので、バングラデシュの憲政史上大きな変化をもたらした改正の一つであった。

一方、第 96 条は最高裁判所長官および裁判官の任期等について定めており、第 95 条と比べても憲法改正によって大きく変更されてきた規定である。2014 年の第 16 次改正により設

⁵ 第 5 次改正により、第 95 条第 2 項 (b) 号も当初の規定とは変わり、「バングラデシュ領内で 10 年以上司法官職に就いた者」という条文になっている。

⁶ 一方、下級裁判所の裁判官の任命に関する規定である第 115 条は、最高裁の関与を一切排除し、大統領が自ら制定した規則に従って任命を行えるよう第 4 次改正で変更されて以降、現在まで改正されていない。

けられた規定は、次のとおりである。

(1) 本条のその他の規定に従い、裁判官は 67 歳に達するまでその職にある。

(2) 裁判官は、不正行為又は遂行不能の証明を理由とした、議会の総議員数の三分の二を下回らない数の賛成により可決された決議に基づき、大統領が命令を発しない限り、罷免されない。

(3) 前項に定める決議に関わる手続き、裁判官の不正行為又は遂行不能の調査及び証明について、議会は法律により定めることができる。

(4) 裁判官は、大統領にあてた自筆の書面によりその職を辞することができる。

条文の変遷を見てみると、定年について定めた第 1 項は、憲法制定当初は「62 歳に達するまで」としていたところ、1986 年の第 7 次改正で 65 歳、2004 年の第 14 次改正でさらに 67 歳へと定年が引き上げられて現在に至っている。なお、後者の定年延長については、NCG の主席顧問への前最高裁長官の就任をめぐる、当時のバングラデシュ民族主義党 (Bangladesh Nationalist Party: BNP) 政権の政治的思惑が込められており、憲法改正が与野党間の政治的駆け引きに巻き込まれ例の一つであるといえる⁷。

第 2 項と第 3 項は憲法制定当初は現行の規定と同じであったが、司法の独立が大幅に失われた第 4 次改正により、第 2 項は以下の規定となり、第 3 項は削除された。

(2) 裁判官は、不正行為又は遂行不能を理由とした大統領の命令により罷免される。ただし、当人に対して検討されている処分について抗弁するためのしかるべき機会が与えられるまで罷免されることはない。

つまり、裁判官の罷免手続きに対する議会の統制が失われたことになる。さらに、第 95 条とあわせて読むと、第 4 次改正により大統領に裁判官の任免権が付与されたことが明らかである。しかし、これらの規定は第 5 次改正により再び変更され、

(2) 裁判官は、次項以下の規定によらない限り罷免されない。

(3) バングラデシュ最高裁判所長官及びこれに続く最先任の裁判官 2 名からなる最高司法協議会が設置される。ただし、協議会がその構成員の不正行為又は遂行不能について調査する時又は協議会の構成員が不在若しくは病気若しくはその他の理由により活動不能な時、協議会の構成員に次いで最先任の裁判官が当該構成員として活動する。

となり、司法の独立が修復されたといわれる一因となった。というのも、最高司法協議会が裁判官の罷免に関して重要な役割を果たすという枠組みが、新たに設けられたからである。さらに、第 5 次改正により追加された第 4 項から第 7 項までの規定は下記の通りで、いずれ

⁷ この定年延長により、アワミ連盟寄りといわれていた裁判官の最高裁長官への就任は先送りされ、2006 年 10 月に国民議会の任期が満了する時点で、この裁判官が前最高裁長官として NCG の主席顧問に就任す

も最高司法協議会に関連する規定であった。

(4) 協議会の機能は下記に定める通りである；

(a) 裁判官の従うべき行為規定を定めること

(b) 裁判官又は裁判官と同様の手続きによらなければ解職されないその他の役職者の能力及び行為について調査すること

(5) 大統領は、協議会又はその他から裁判官について以下のような情報を得た時、協議会に対して調査を命令し、報告させることができる。

(a) 身体的又は精神的な面での能力の欠如により、その職務を適切に遂行できない。

(b) 不祥事により有罪となりうる。

(6) 調査の後、協議会が大統領に対して、当該裁判官はその職務を適切に遂行できない又は不祥事により罪に問われうるとの意見を報告した時、大統領は命令によりその裁判官を罷免する。

(7) 本条における調査のため、協議会は手続きを規定し並びに発出及び執行過程において最高裁判所と同じ権限を有する。

ところが、2014 年の第 16 次改正によって、第 2 項と第 3 項が現行の規定になる（つまり、憲法制定当初の規定に戻される）とともに、上述の第 4 項から第 7 項までの規定が第 3 項に置き換えられたことで、最高司法協議会という枠組みはなくなった。つまり、裁判官の罷免について司法が関与する余地が大幅に狭められ、政治的理由によって裁判官が罷免される可能性が生じるようになったということになる。後述するように、第 16 次改正に対する違憲判決のなかで最大の争点となったのが、この条文を憲法制定当初の形に改正することの是非であった。

過去の憲法改正で手が加えられた司法関連の条文としては、前述の第 95 条と第 96 条が特に重要であるが、その他にも憲法改正によって変更された司法関連の条文がある。その概要について紹介しよう（なお、第 101 条、第 102 条、第 107 条については、紙幅の都合により説明を割愛する）。

第 98 条は各部の裁判官について必要が認められた時に、大統領は 2 年を限度に補充裁判官を任命することができ、上訴部については高裁部の裁判官を適当な期間に限り臨時裁判官としての着任を要請することができると定めている。憲法制定当初は、最高裁判所長官との協議のうえで任命することができる旨の規定であったが、第 4 次改正により「最高裁判所長官との協議のうえ」という文言が削除され、その後も現在に至るまで長官との協議は必要とされていない。

第 99 条は最高裁裁判官の退職後の禁止事項として、裁判所などで代理人として活動することや公務職の任命を受けることなどを挙げた規定である。第 5 次改正では、第 2 項として、高裁部の裁判官が退職後に上訴部で代理人となることを認める旨の規定が追加され、また、第 1 項も「公務への任命（appoint）」ではなく、「司法機関又は準司法機関を除く報酬を伴う

ることは不可能となった。詳しくは、湊 (2018) を参照。

公務への着任 (hold any office)」に変更された。その後の改正で細かな修正が加えられることはあったものの⁸、この内容が現在までおおむね残っている。

第 100 条は最高裁判所の設置場所についての規定である。当初の規定は最高裁判所の常設地は首都としたうえで、高裁部の開廷地について最高裁長官が大統領の許可のもと随時別の場所を指定しようと定めていた。この条項が 1988 年の第 8 次改正により、第 1 項で最高裁の常設地を首都と定め、第 2 項で高裁部およびその判事は最高裁本庁（首都）および常設法廷に属する旨規定し、さらに第 3 項で高裁部の常設法廷はボリシャル、チッタゴン、コミッタ、ジェソール、ランプール、シレットに置くことなどを定めた。また、第 4 項では常設法廷に着任する裁判官の数は最高裁長官が必要に応じて定め、これに任命すること、第 5 項では常設法廷が管轄権を有する地域について大統領が最高裁長官との協議のうえで定め、それ以外の地域については最高裁の本庁が管轄権を有することを規定している。そして、第 6 項で最高裁長官は常設法廷に関わる規則を設けなければならない旨の規定となっていた⁹。しかし、この条文は第 15 次改正により制定当初の規定に戻されている。

以上のように、政治部門による司法部の扱いが変遷するなかで、さまざまな司法関連規定が憲法改正によって変更されてきたことがわかる。そして、そのなかでも特に重要なのが、最高裁裁判官の任命と任期に関する第 95 条と第 96 条の改正であった。

II 憲法第 16 次改正違憲判決

2014 年 9 月になされたバングラデシュ憲法の第 16 次改正は、最高裁裁判官を罷免する権限を議会に与えるよう変更を加えたもので、司法部と政治部門の関係に大きな変化をもたらす改正であった。しかし、当該改正に対して憲法第 102 条に基づく令状訴訟が提訴され¹⁰、その合憲性が最高裁で争われることとなり、2016 年 5 月 5 日の高裁部での違憲判決に続いて、2017 年 7 月 3 日には上訴部において高裁部判決が支持され、第 16 次改正の違憲性が示される結果となった。

本節では、憲法第 16 次改正に対する最高裁高裁部の違憲判決を取り上げ、特にモイヌル・イスラーム・チョウドリー (Moyeenul Islam Chowdhury) 裁判官の判決理由を検討する。後に、本件に関わる上訴部判決でのスレンドラ・クマール・シンハ (Surendra Kumar Sinha) 最高裁長官の意見が政府与党から非難を招き、司法部と政治部門との間で緊張が高まった (第 III 節を参照)。ただし、裁判の論点に関しては、高裁部判決でのチョウドリー裁判官の多数意見の

⁸ 第 13 次改正において第 1 項で「司法機関、準司法機関」のほかに「チーフアドバイザー若しくはアドバイザー」の文言が追加されたが、第 15 次改正によりこれが削除されている。

⁹ 第 8 次改正による第 100 条の変更は、国民の利益のために高裁部を地方に設置するという名目のもと、エルシャド政権が司法部の弱体化を図ろうとしたものであると指摘されていた (Hoque 2015, 278 ; Rahman 1990, 154)。なお、第 8 次改正の翌年の 1989 年には、常設法廷の地方への設置は立法部の権限超越であるとして、第 100 条の変更は違憲であり無効とする判決を最高裁上訴部が下した。この判決は、憲法改正を違憲とした初めての例となった。詳しくは、Anwar Hossain Chowdhury vs. Bangladesh, 41 DLR (AD) 165 を参照。

¹⁰ Advocate Asaduzzaman Siddiqui and others vs. Bangladesh and others; Writ Petition No. 9989 of 2014.

なかで主要なものがすでに出されているため、本節ではこれに焦点を当て、上訴部判決については次節で簡単に触れるにとどめる。

1. 原告と国側代理人の主たる主張

まず原告は、議会が裁判官の罷免権を持つインドなどの国と比べて、バングラデシュでは政治的影響力を持つ者が自らの利益のために法を無視しがちであり、状況が大きく異なるとしている。さらに原告は、第 16 次改正は裁判官の罷免について大統領に勧告する権限を議会に与えるという点で権力の分立という憲法前文に盛り込まれた考えと矛盾するものであり、憲法の基本構造を改正してはならないとする第 7B 条にも抵触するとしている。この他、行政と司法との分離について規定した第 22 条の精神を破壊し、権力機関間の不均衡をもたらすと批判している。また、第 70 条 (b) で定められているように、議員は政党の決定に反する投票ができないことから、裁判官の罷免に対して自由な意見を表明できない状況にあることを問題として挙げている。さらに、第 78 条で議会での議事手続きに関して司法手続きはとれないとされているため、本改正によって最高裁の権威が侵害される結果を生むとし、また、最高裁判所は憲法の擁護者であり、その侵害は許されないにもかかわらず、第 16 次改正は最高裁の独立を侵害するものであって憲法に反すると主張した (4-7 頁。以下、本節のカッコ内の頁数は、高裁部判決の参照頁である)。

原告の主張に対して、国側代理人として法務総裁マハブビー・アラム (Mahbubey Alam) らは以下のような意見を述べている。まず、メディアでも報道された裁判官の不祥事問題に触れながら、最高司法協議会は機能していないと一般に受け取られていると主張したうえで、第 16 次改正によって政府は司法部の高度な水準を維持できるようになるとし (11-12 頁)、また、本改正が憲法前文や第 7B 条に抵触することもないとしている。第 70 条についても、裁判官の罷免は政治的問題ではなく、各議員が政治信条に関わりなく議論すべき憲法上の問題であるから、その抵触には当たらないと論じた。第 78 条に関しては、意味のない立論だとしたうえで、第 96 条が軍政下で違法に改正されていなければ、第 16 次改正によって憲法制定当初の形に戻す必要はなかったとし、最高裁は憲法の擁護者だとしてもすべての政治過程の監督者ではないと述べ、第 16 次改正は有効な立法であるとした (12-15 頁)。

また、政治部門に対して抵抗的な判決を出してきた司法部の影響力を削ぐための憲法改正であるという原告側の主張については、それはまったくの事実無根であり、このような主張は主権者である人民の意志を代表する議会を貶め、すべての最高裁裁判官が従うべき法の原則にも反していると述べた。さらに、第 7 条では国のすべての権力は人民に属することを規定しており、その行使は人民を代表して行うとされている。このような人民の主権は大統領や議会の議長などの弾劾に関する第 52 条、第 57 条、第 74 条そして第 96 条に反映されていたが、第 96 条以外はそのままの形で残っており、戒厳令下の政府は最高司法協議会を通じて裁判官の罷免を行おうとした。これはいわば人民の主権を軍政が強奪したものであり、第 16 次改正は権力分立の原理に影響を及ぼすものではないとした (17-18 頁)。さらに、この改正によって、議員が関与する事件について命令を発することを裁判官が抑制するようになるという原告の意見には根拠がないとし、また、第 16 次改正は人民主権という最も重要な憲法の基本構造を支持するものであるとして、あらためて第 16 次改正の合憲性を主張した (19-20

頁)。

本件審理では、裁判所によって指名された4名の上級弁護士が、「法廷の友」(Amicus Curiae)として意見を述べている。その一人であり、司法大臣や外務大臣などを歴任し、1972年憲法起草委員長を務めたカマル・ホセン(Kamal Hossain)は、憲法第22条にあるように司法の独立は憲法の基礎であるとともに、このことは第94条4項や第116A条、第147条にも示されているとしたうえで、例えばマスダール・ホセン判決でも上訴部は司法の独立を強調していると論じた¹¹。さらに、司法の独立とは立法府による干渉からの独立を特に意味しており、制定当初の憲法では、議会が裁判官の罷免手続きに関与すると定められていたものの、それは政党の指示から離れて慎重に行使されるものと想定されていたと指摘した。この点に関連して、インドの憲法研究者 H. M. シールヴァイ [Seervai 1994, 109] は、弾劾手続きに党派的な要素が入り込むことを懸念していたとも述べている(38-40頁)。

また、憲法制定当初の第96条は第4次改正により改変され、さらに第5次改正によって最高司法協議会という組織が導入されたこと、後に上訴部は第5次改正を違憲と判断したものの最高司法協議会に関連する規定は認めたことなどから、第16次改正は上訴部の判断を侵害するものであり、司法の独立を弱体化させ、法の支配に悪影響を及ぼすとした。この他、第16次改正は第147条2項に抵触するものでもあることなども指摘している(41-43頁)。

最後にカマル・ホセンは、アメリカの弾劾手続きに党派性が影響を及ぼしているという批判があることを踏まえ、バングラデシュの現在の政治状況を考えると、とりわけ第70条の存在によって、第16次改正が司法の独立を脅かしていると述べた(43-44頁)。

2. 判決

本件審理は、モイヌル・イスラーム・チョウドリー、カジ・レザ＝ウル・ホク(Quazi Reza-Ul Hoque)、ムハンマド・アシュラフル・カマル(Md. Ashraful Kamal)の3名の裁判官が担当した。チョウドリー裁判官による多数意見は、以下のような内容であった¹²。

(1) 原告適格

国側代理人が提示した論点の一つが、原告には本件において令状訴訟を提起する原告適格がないということであった。まず判決では、伝統的な原告適格の概念について、イギリスでの判例や東パキスタン時代の判例を引きながら述べたうえで、その後の原告適格の緩和につ

¹¹ ホセンは1981年の大統領選にアワミ連盟の公認候補として出馬したことがあるが、1993年に「人民フォーラム」という新党を設立し、アワミ連盟と袂を分かつている(『アジア動向年報1994』の455ページ)。

¹² ホク裁判官は、チョウドリー裁判官の意見に「合意した」とのみ記し、多数意見に賛成している。一方、カマル裁判官は、約130頁にわたってベンガル語で反対意見を記している。ただし、その内容は、「国父ボンゴボンドウ」(シェイク・ムジブル・ラフマン)の貢献とその精神という歴史的な文脈を抜きにしては憲法を解釈することはできないといった、かなり党派性の強い(つまり、親アワミ連盟の色彩の濃い)ものである。具体的には、1975年8月15日以前の憲法よりも戒厳令布告を正当なものとみなしてきた司法を批判しつつ、それ以前の憲法に盛り込まれていた、「ボンゴボンドウ」の独立の精神を体現する唯一の機関としての国民議会の至高性を主張することで、裁判官を罷免する権限を議会に与える第16次改正は合憲であるとしている。なお、カマル裁判官の意見については、佐藤宏氏にご教示いただいた。

いて、インドにおける公益訴訟の例を挙げ、さらにバングラデシュでの歴史的展開を述べている¹³。そのうえで、憲法 102 条に定める「権利の侵害を受けた者」とは何を指すのかは定義づけられていないことを示し、伝統的な原告適格の概念にとらわれるのではなく、憲法の目的や枠組みから解釈すべきとしている（58 頁）。この点について、1996 年のいわゆるバングラデシュ環境弁護士協会（BELA）事件判決¹⁴やアクシャイ・テレビジョン事件¹⁵を参照しつつ、司法審査は憲法典における司法部の核心であり、一定の制約はあるものの司法積極主義をもとに司法審査の地平は広がるものだとしている（59-63 頁）。

上述の検討のうえで本件に関しては、原告は最高裁付きの弁護士¹⁶であり、公益に高い意識を持ち、法の支配の確立に関わるものであることはいうまでもないとした。また、憲法の理念として法の支配を確立しなければならないことからすれば、第 16 次改正によって原告が直接のおよび個人的に影響を受けていないとしても、弁護士として十分な訴えの利益があると述べている（63-64 頁）。そして、原告が提示した権力の分立と司法の独立という問題が社会の関心事であるとしたうえで、原告は当事者適格があり、憲法第 102 条に基づき本件は令状訴訟として進められると判断している（65-67 頁）。

（2）法令の制定

チョウドリー裁判官は、第 16 次改正によって変更された第 96 条 3 項に基づいて法令が制定されていないとしても、同改正の憲法適合性について判断することはできると示し、この点についても国側代理人の意見を退けている（67 頁）。

（3）裁判官罷免に対する議会の関与

裁判官の罷免手続きは英連邦国家内でも多様であり、国ごとの状況をまとめたうえで、英連邦内の約 63 パーセントの国・地域が立法府の関与なく裁判官の罷免を行っている指摘している。こうしたことから、チョウドリー裁判官は、裁判官の罷免手続きに議会が関与することは英連邦国家内では必ずしも主流ではないとしている。そして、その背景として、多くの国が権力の分立および司法の独立という問題に敏感であるという点を挙げている（67-76 頁）。

（4）憲法の基本構造と司法の独立

本意見では、憲法の基本構造論と司法の独立について比較的多くの頁数が割かれている。まず、裁判官は「憲法の下で」人民の主権を行使しなければならないとしたうえで、最高裁判所は「憲法の擁護者」として、立法府および行政府が憲法の枠内で活動しているかどうかを見守る責務があると述べている（77-78 頁）。そして、司法部が議会に対して責任を負うという規定は憲法には一切ないにもかかわらず、第 16 次改正は司法部が議会に対して責任を負うようにするものであると指摘している。さらに、イギリス議会とは異なり、バングラデシ

¹³ インドおよびバングラデシュにおける公益訴訟の展開については、佐藤（2007）と浅野（2013）を参照。

¹⁴ *Dr. Mohiuddin Farooque vs. Bangladesh and others*, 49 DLR (AD) 1.

¹⁵ *Ekushey Television Ltd. and others vs. Dr. Chowdhury Mahmood Hasan and others*, 54 DLR (AD) 130.

¹⁶ 訴訟を提起したのは、Human Rights and Peace for Bangladesh という名称の団体のメンバーである。

ユ議会は何ものにも優越するとはいえず、その制定法は憲法の条文と基本構造を侵害することはできないとしている（78-79 頁）。

チョウドリー裁判官は、「法の支配」は憲法前文でも触れられていることなどに言及しつつ、その概念はバングラデシュ憲法の基本原則でありながらもこれにいう「法」とは議会制定法には限定されないとした。そして、「法の支配」の前提条件となるのが、独立した公正な司法であると述べている（79-80 頁）。そして、裁判官の待遇の保証について定めた第 147 条や司法の職務遂行の独立について定めた第 94 条 4 項から考えると、バングラデシュ憲法の制定者たちは、裁判官の行為について行政府および立法府が討議しないことを想定していたと位置づけている（84-85 頁）。

そして、1963 年のダッカ高裁でのムハンマド・アブドゥル・ハク対ファズルル・カデル・チョウドリー判決¹⁷を契機に、憲法の基本構造という概念が導入されることとなり、バングラデシュ憲法の歴史的展開のなかでは、憲法の基本構造を認めた第 8 次改正判決（注 9 を参照）に大きな位置づけが置かれているとしている。なお、同判決では、権力分立、民主主義、共和制、司法の独立などが憲法の基本構造だと判示されている。そして、憲法改正とは、憲法をよりよいものにしたり、効果的かつ有意義なものにしたりするためのものであって、基本構造を保持するものでなければならないとしたうえで、憲法の基本構造を改変するような憲法改正を無効にする権限を裁判所は持っている指摘している（90-99 頁）。

さらにチョウドリー裁判官は、裁判官が外部からの干渉や圧力なしに自由に判断できるためにも司法が独立している環境が必要であるとし、イドリスール・ラーマン判決において「司法の独立は民主主義にとって不可欠な条件」であると示されていることなどを引き、また、インドのミネルヴァ・ミルズ判決についても参照し、裁判所が「はずみ車」としての役割を担っており、その独立は、法の支配の下での立憲民主国家にとっての礎石であるとしている（100-109 頁）。そして、本件に関わる憲法の条文を挙げたのち、行政府または立法府によるいかなる攻撃からも憲法は守られなければならない、司法の独立は憲法の基本構造の一つであるがゆえに、最高裁裁判官はいかなる犠牲を払ってもこれを護持し、擁護しなければならないと述べている（114-121 頁）。

（5）証言に対する意見

その後、法廷の友や代理人による意見を取り上げ、検討している。まず、憲法第 88 条（b）号および第 89 条 1 項では、議員は討議するのみで投票することはできないという事項をカマル・ホセンが取り上げたことについて、これは司法の独立を保障するものであると賛意を示し、これを根拠にしても第 16 次改正は認められないと述べ、また、同改正は第 147 条 2 項を侵害するものでもあると判示している。さらに、政治的な影響力や圧力に左右されがちな議会による最高裁裁判官の罷免手続きに司法がさらされることで、司法の独立が脅かされるというホセンの意見についても賛意を示している（121-123 頁）。

憲法第 70 条に関して、国側代理人はイギリス、アメリカ、インドなどでは裁判官の罷免手続きに議会が関与していることを挙げているが、それらの国とバングラデシュとは立法者

¹⁷ *Muhammad Abdul Haque vs. Fazlul Quader Chowdhury*, PLD 1963 Dacca 669.

の立ち位置が大きく違うとし、バングラデシュでは憲法第 70 条により、裁判官の罷免について議員が政党の指示に従わなければならない点が異なると述べている（123-124 頁）。またチョウドリー裁判官は、上に挙げた国々では裁判官の罷免よりもむしろ任命への関与に焦点が当てられているにもかかわらず、バングラデシュでは行政府がこれらの国々の任命手続きについて言及することはないと指摘している。そして、第 95 条 2 項 c 号に基づく裁判官の任命に関わる立法が制定されていない現状では、最高裁裁判官の任命について、行政府が優位に置かれていると論じている（124-125 頁）。さらに、第 16 次改正により第 96 条が憲法施行当初の規定に戻ったことをもって、人民の主権が回復されたと国側代理人は主張するが、その一方で、第 115 条（下位裁判所裁判官の任命）と第 116 条（下位裁判所の管理及び監督）を憲法施行当初の規定に戻すという点については、都合のいいことに無視されていると指摘している（125-126 頁）¹⁸。

そして、チョウドリー裁判官は、第 16 次改正の憲法適合性について検討するにあたり、バングラデシュの政治状況が無視することはできないとして、(1) 主要政党間で国家的問題について合意が見られないこと、(2) 社会が大きく二極化していること、(3) 議会の 3 分の 2 の勢力を持つとは限らないことなどを考え合わせると、議会における裁判官の罷免手続きが結局は失敗に終わりがねないと述べている。また、他国と比べてもバングラデシュは単一国家であり、一院制の国家でもあるとして、上下院などがあるような国と比べて勢力の均衡が図られないとしている。これらの政治環境からも、第 16 次改正により司法が安心してその職務を遂行できるとはいえなくなるとしている（126-127 頁）。そのうえで、議会が裁判官の罷免手続きに関わることにより、市民の司法への信用を失いかねないと指摘する（127-130 頁）。

また、原告側代理人ムールシッドの主張した、第 16 次改正により議会に付与された裁判官の罷免権限は、立法権限でも行政活動に対する監視権限でもなく、権限踰越であるとの考えに対して裁判長は賛意を示し、また、同改正は憲法第 22 条の理念を侵害するものであるという点についても、その考えを却下できないとしている。さらに、最高裁裁判官の罷免についての詳細が第 96 条 3 項に基づく立法に委ねられるということは、議会の単純過半数によって容易に変更されうることになり、ひいては司法の独立が侵害されることになるというムールシッドの主張にも同意を与えている（130-132 頁）。

チョウドリー裁判官は、第 16 次改正によって、最高裁裁判官を裁く権限が議会に付与されたとしている。そして、この権限は間違いなく司法権であり、権力の分立の観点から認められないと論じている。そもそも、最高司法協議会による制度は 37 年にわたって存続しており、一般に受け入れられていると評価している（135-136 頁）。なお、司法の独立については、任期の保証、待遇面での保証、制度的独立の三つの側面があるとしたうえで、第 16 次改正は任期の保証に影響を及ぼすものであり、司法の独立の核心に関わるものであるとあらためて述べている。さらに司法の独立に関連して、多くの議員に犯罪の前歴があるか、または民事訴訟の当事者になっている状況では、第 16 次改正によって議員が裁判官の上位に立つことにな

¹⁸ 第 115 条については、注 6 を参照。憲法制定当初の第 116 条は、下位裁判所の管理と監督は最高裁が行うとしていたが、第 4 次改正により、大統領が行うという規定に変更された。その後、第 5 次改正により規定が再度変更され、最高裁との協議のうえ、大統領が下位裁判所の管理と監督を行うこととなり、現在に至っている。

ると、司法の独立が侵害され、司法業務の執行が危機に瀕すると批判的に論じている（136-138 頁）。さらに、第 16 次改正は公益の侵害につながると結論づけるとともに、ムールシッドの主張で示された、第 16 次改正の目的は司法の独立という概念を破壊しようとするものだとの考えを採用している。それはつまるところ、間接的にではあれ、議会が裁判所を支配する状況を生み出すものであり、権力の分立に反すると指摘している（138-141 頁）。また、2011 年の憲法第 15 次改正で最高司法協議会の制度があらためて導入されたにもかかわらず、第 16 次改正が唐突になされたことを指摘したうえで、チョウドリー裁判官は、最高裁裁判官の不正行為または遂行不能に関する不服申立てがなされた場合、議長が議員のなかから委員を招集する 10 人委員会がその不服申立てについて予備審査するなどとした、国側代理人から提出された第 96 条 3 項に基づく立法案は、第 16 次改正とともに司法の独立を侵害するものであるとしている（141-143 頁）。

第 16 次改正の憲法適合性を審査しうるか否かについて、本件は第 4 次改正の違憲性を問うものでもなく、また、第 5 次改正判決でも最高司法協議会に関わる規定は認められたうえ、第 15 次改正がなされたことで、最高司法協議会は戒厳令下の遺産ということはできないとした。また、原告は第 16 次改正により置き換えられた第 96 条の違憲性を問うているのであって、当該条項の文言が憲法制定当初のものにあったか否かは争点になっていないとし、さらに、社会・政治的状況は 1972 年以降大きく変わっているとした。そのうえで、第 16 次改正は政府が議会を通じて司法をコントロールしようとしたものであり、憲法の基本構造である権力分立と司法の独立に影響を与えるものであると述べて、第 16 次改正の違憲性を問うことに批判的であった国側代理人の主張を退けている（145-146 頁、151 頁）。

そして、インドでの裁判官の任命に関わる第 99 次憲法改正などに対して最高裁が示した違憲判決を参照しながら、議員による裁判官の罷免手続きへの関与は、司法の独立と権力分立の原理に反するとあらためて述べている（151-161 頁）。ただし、原告側代理人の主張したように、第 16 次改正の背景には正当な意思が働いていないかどうかという点については、本審理において取り上げるものではないとしている（162-163 頁）。これはすなわち、政治部門に対して抵抗的な判決を出してきた司法部の影響力を減殺させようとした憲法改正であるという見解については、裁判所として判断を避けたことを意味している。

以上の検討から、チョウドリー裁判官は第 16 次改正を司法の独立および権力の分立という憲法の基本構造を侵害するものであると判示している。

III 憲法第 16 次改正をめぐる司法と政治

2014 年 9 月、アワミ連盟を中心とする与党連合とその補完勢力がほぼすべての議席を占める国民議会において、憲法第 16 次改正法案が全会一致で可決された。憲法改正という重要事項にもかかわらず、審議に費やされた時間は 3 時間半ほどにすぎず、その中身も真剣さに欠けるものであった。実際、改正法案について国民から意見を募ることや新たな条項を追加することなどを求めて動議を提出した複数の議員が、採決の際には自らの提案に反対し、政府

提出の改正法案に賛成するという、不可解な議事と採決が国会で繰り返された¹⁹。

憲法第 96 条が変更されることで司法の独立が損なわれるのではないかという懸念は、第 16 次改正法案が国会で可決される以前から、法曹界を中心に盛んに論じられていた。そのため、改正法が成立してから間を置かずに、第 16 次改正の是非が司法の場に持ち込まれ、最高裁高裁部での審理が開始されてから 1 年後の 2016 年 5 月 5 日には、同改正は違憲であるとする判決が高裁部によって下された。これに対して、閣僚や国会議員をはじめとする政府与党側はすぐさま反発し、高裁部による違憲判決に激しい非難の言葉を投げつけた。例えば、ホック法務大臣は、「判決内容は憲法に反するものであり、このような判決を下す権限は高裁部にはない」との答弁を国会で行った。また、第 16 次改正によって第 96 条が憲法制定当初の条文に戻ったことを理由に、高裁部による違憲判決の妥当性を批判する意見、さらには、高裁部による判決は「民主主義と国権の最高機関としての国会に対する陰謀」であり、そのような企ては一切許さないという、司法部の存在そのものを否定するような恫喝まがいの主張まで飛び出した²⁰。

2017 年 1 月、政府は高裁部の違憲判決を不服として上訴するが、その半年後の同年 7 月には、最高裁上訴部が裁判官 7 人の全員一致で高裁部判決を支持し、第 16 次改正を違憲であり無効とする判断が改めて示された。その後、高裁部による違憲判決の直後と同様、政府与党側から再び反発の声が上がった。さらに、激しい非難の矛先は、法廷の友として出廷した著名な法律家にも向けられ、そのなかには、ムジブ政権で大臣や憲法制定委員会の委員などの要職を歴任した、カマル・ホセンや M・アミールル・イスラーム (M. Amir-ul Islam) などの人物が含まれていた。ある閣僚は、高裁部判決を支持する意見を法廷で述べたホセンやイスラームらを「日和見主義者」と一方的に糾弾し、シェイク・ハシナ (Sheikh Hasina) 首相も「憲法を作成したと称する人たちが、今では憲法を傷つけている」と彼らを非難した²¹。

上訴部判決の論点の多くはすでに高裁部判決で触れられているが、スレンドラ・クマール・シンハ最高裁長官の意見は、司法の独立が憲法の基本構造であること、そして、これを憲法第 16 次改正が侵害するものであることに特に重点を置いて判示したものになっている²²。シンハ長官の意見でも、高裁部での審理のなかで法廷の友が提示したように、脱党防止規定の存在により裁判官の罷免問題が政治化しうること (273 頁。以下、本段落のカッコ内の頁数は、上訴部判決の参照頁である)、独立した道徳的な司法は法の支配にとって不可欠であること、そして、裁判官の任期の保障は独立した職務の遂行にとって重要であることなどが示されている (327 頁)。さらに、今後の誤解を招かないように、第 96 条に基づく行動規範を再

¹⁹ “JS regains power to impeach judges.” *The Daily Star*, 18 September 2014 ; “Constitutional amendment is no more a serious job.” *The Daily Star*, 20 September 2014. 与党議員の頻繁な欠席 (さらに、野党が存在していた時期には、野党議員によるボイコット) に象徴される議会の空洞化は、以前から指摘されている問題である (Moniruzzaman 2009)。

²⁰ “Bangladesh High Court scraps 16th amendment to constitution,” *The Daily Star*, 6 May 2016 ; “Lawmakers hit out at judiciary over charter amendment ruling.” *The Daily Star*, 6 May 2016.

²¹ “SC verdict a bar to return to '72 charter.” *The Daily Star*, 9 July 2017 ; “Verdict on 16th Amendment: Lawmakers tear into higher courts.” *The Daily Star*, 10 July 2017.

²² 上訴部による判決文は全体で 800 ページにも及び、そのほぼ半分はシンハ長官による意見で占められている。

策定してこれを示し（385-394 頁）、そのうえで最高司法協議会による罷免手続きを議会における罷免手続きに置き換える第 16 次改正は権限踰越であり、元来の規定が回復されなければならないとしている（394 頁）。そして、シンハ長官は「法と正義の破壊は社会の破壊をもたらす。法と正義の保障は破壊されてはならない」というマヌ法典の言葉を引用して意見を締めくくっている（395 頁）。

2017 年 8 月 1 日に上訴部による判決の全文が公開されると、司法部に対する攻撃は一気に激しさを増していくことになる。政府与党側は、第 16 次改正の是非とはまったく関係のない、政府批判を意図した意見が判決文に書き込まれていると繰り返し主張し、違憲判決とそれを下した最高裁に対して非難を浴びせた。特に、シンハ長官への風当たりはひととき強く、上訴部判決の取り消しに加えて、長官の辞任を求める意見が公然と出るような事態となった²³。例えば、アラム法務総裁は、「一人の人物によって成り立ったり、一人の人物によって生み出されたりする国などない」という、シンハ長官による意見の一文を取り上げ、上訴部の判決は建国の父であるシェイク・ムジブル・ラフマンを貶め、国民の感情を傷つけるものであると非難した²⁴。その他にも、シンハ長官の意見は政治色を帯びているとか、事実関係の誤りや歴史の歪曲が含まれているといった、本筋から離れた批判が政府与党側によって数多くなされた。

さらに 9 月には、最高裁による違憲判決の無効化とシンハ長官の意見からの「憲法に反し、無礼かつ無関係」な文言の削除を求める決議が、国会において全会一致で可決された。第 16 次改正に対する違憲判決をめぐる司法部への攻撃は一向に収まらなかったが、10 月に入ると事態は急展開を見せる。論争の中心にあったシンハ長官が、健康上の理由から 1 ヶ月の休暇を取得することが法務大臣によって突然発表され、その 10 日後には、シンハ長官が大統領の許可を得てオーストラリアへ出国し、さらに、休暇期間が切れる 11 月 11 日には、本国に戻ることなく最高裁長官を辞任したのである。

ただし、以上の経緯には不可解な点がいくつも見られる。まず、シンハ長官は出国のために飛行場へ向かう前に、「健康にはまったく問題はない」と記者団に明言しており、健康上の理由から休暇を取得するという法務大臣の説明とは明らかに矛盾している。また、出国の翌日に、シンハ長官は汚職やマネーロンダリングなど 11 件の犯罪行為に関与しており、上訴部の 5 人の裁判官はシンハ長官とともに法廷に立つことを拒否しているという内容の声明が最高裁によって出された。しかし、もしシンハ長官が実際に犯罪行為に関与しており、そのことを大統領が事前に把握していたのであれば、なぜ出国を許可したのかという疑問が当然生まれる²⁵。

現時点では、シンハ長官があのような判決文を書くに至ったのはなぜか、長官と政府との

²³ “PM critical of CJ’s remarks.” *The Daily Star*, 22 August 2017 ; “AL leaders now calling for CJ to step down.” *The Daily Star*, 23 August 2017.

²⁴ *Government of Bangladesh and others v. Advocate Asaduzzaman Siddiqui and others*, Civil Appeal No. 06 of 2017 の 54 ページ。法務総裁の発言については、“16th amendment verdict ‘undermines Bangabandhu’, says AG.” *The Daily Star*, 12 August 2017 を参照。

²⁵ “I am completely well, says Chief Justice SK Sinha as he leaves country.” *The Daily Star*, 13 October 2017 ; “CJ faces 11 charges including ‘graft, money laundering’.” *The Daily Star*, 14 October 2017 ; “Chief justice steps down.” *The Daily Star*, 12 November 2017.

間にはどのようなやり取りがあったのか、長官が数々の犯罪行為に関与していたとする告発の内容は事実に基づいているのかなど、不明な点が数多く残されたままである。とはいえ、シンハ長官の辞任までの経緯が非常に不自然であることを考えれば、政府が何らかの形で長官に圧力をかけて辞任（さらには、事実上の国外追放）に追い込んだのではないかという、野党などの主張にはかなりの真実味があるといっていよう²⁶。

憲法第 16 次改正に対する違憲判決をめぐって、政府与党側は「1972 年憲法へ立ち返る」という言葉を持ち出し、憲法第 96 条を憲法制定当初の規定に戻そうとする試みを妨害しているとして司法部を激しく攻撃した。しかし、バングラデシュの現状を見ると、アワミ連盟政権が目指そうとしているのは、独立の翌年に施行された当初の憲法の本質などではなく、1975 年の第 4 次改正によって法的根拠を与えられた一党独裁体制なのではないかと考える方がむしろ自然である。

おわりに

バングラデシュ憲法の第 16 次改正をめぐる高裁部判決では、同改正の違憲性について提訴した原告の当事者適格、同改正が司法審査の対象となるか否か、議員が最高裁裁判官の罷免手続きに関与することの法的問題、そして、同改正は憲法の基本構造を侵害しているか否か、などの論点が取り上げられた。高裁部判決でのチョウドリー裁判官による多数意見を見る限り、原告側の意見および法廷の友に任命された上級弁護士の意見を多く採用した立論になっていることがわかる。特に、本件意見のなかで最も多くのページ数が割かれている最後の点についてチョウドリー裁判官は、議会が裁判官の罷免手続きに関与することによって政治部門による司法への介入が可能になることから、第 16 次改正は「権力分立」と「司法の独立」という憲法の基本構造を侵害するものであるとしている。こうした判断は、多くの議員が違法行為に関与している現状では、立法業務をさしおいて裁判官の罷免に注力しかねないという指摘にも見られるように、政治部門への不信感に大きく影響されたものであると考えられる。

バングラデシュでは、2014 年 1 月に主要野党の参加のないまま国民議会選挙が強行されて以降、シェイク・ハシナ首相率いるアワミ連盟政権の権威主義化が急速に進行している。次回選挙まで一年を切った 2018 年 2 月には、バングラデシュ民族主義党 (BNP) 総裁のカレダ・ジア (Khaleda Zia) 元首相に禁固 5 年の刑が言い渡され、総選挙への立候補の可能性がますます狭まるなか、BNP をはじめとする対抗勢力が政治の領域から実質上消滅したといわれるような事態にまで至っている [Sobhan 2018]。このような政治状況を考えると、憲法第 16 次改正をめぐって繰り広げられた、政治による司法への介入は、現政権の権威主義化を物語る象徴的な出来事であったといえることができる。

ただし、バングラデシュにおける司法の独立に関するこれまでの研究は、本稿を含めて、個々の憲法改正や代表的な訴訟などを取り上げたものが大半を占めている。したがって、裁

²⁶ “Forced to quit: BNP, No pressure: AL.” *The Daily Star*, 12 November 2017.

判官の人事（例えば、最高裁高裁部から上訴部への昇進、補充裁判官から裁判官への昇格）や個々の裁判官が下した判決などをある程度の期間にわたって整理したうえで、司法への党派性の浸透などの点を検証するというように、より実証的な分析を行う余地が多いに残されている。

それと同時に、高裁部および上訴部による判決と比較する形で、インド最高裁での憲法第 99 次改正違憲判決を検討することも必要である。当該判決は、バングラデシュ最高裁での憲法第 16 次改正違憲判決でも参照されており、特に憲法の基本構造の侵害という論点では共通する部分が大きいと考えられるため、その異同を詳細に検討することで、バングラデシュ司法の特徴を明らかにすることができるだろう。

文献リスト

〈日本語文献〉

浅野宜之、2013、「インドにおける公益訴訟の展開と課題——第三世代の公益訴訟を中心に」『関西大学法学論集』、第 62 巻第 4・5 号、297-324 頁。

——— 2015、『バングラデシュにおける司法制度』。

<http://www.moj.go.jp/content/001144525.pdf>

アジア経済研究所、『アジア動向年報』（各年版）。

上田知亮、2017、「インドにおける政治の司法化と司法の独立——コレージウム体制と第 99 次憲法改正」、玉田芳史（編）『政治の司法化と民主化』、晃洋書房、161-188 頁。

加賀谷寛・浜口恒夫、1977、『南アジア現代史Ⅱ パキスタン・バングラデシュ』、山川出版社。

佐藤創、2007、「バングラデシュにおける公益訴訟の展開——インド公益訴訟との比較」、『アジア経済』、第 48 巻第 3 号、2-28 頁。

佐藤宏（編）、1990、『バングラデシュ——低開発の政治構造』、アジア経済研究所。

玉田芳史（編）、2017、『政治の司法化と民主化』、晃洋書房。

湊一樹、2018、「非政党選挙管理政府制度と政治対立——バングラデシュにおける民主主義の不安定性」、川中豪（編）『後退する民主主義、強化される権威主義』、ミネルヴァ書房、71-102 頁。

レビツキー、スティーブン・ジブラット、ダニエル、2018、『民主主義の死に方——二極化する政治が招く独裁への道』、新潮社（Levitsky, Steven and Daniel Ziblatt, 2018, *How Democracies Die*. New York: Crown）。

〈英語文献〉

Chowdhury, M. Jashim Ali, 2015, “Elctions in ‘Democratic’ Bangladesh,” in *Unstable Constitutionalism: Law and Politics in South Asia*. ed. Mark Tushnet and Madhav Khosla. New York: Cambridge University Press, pp. 192-229.

Hoque, Ridwanul, 2015, “The Judicialization of Politics in Bangladesh: Pragmatism, Legitimacy, and Consequences,” in *Unstable Constitutionalism: Law and Politics in South Asia*. ed. Mark Tushnet and

- Madhav Khosla. New York: Cambridge University Press, pp. 261-290.
- Hossain, Sara, 2010, "Confronting Constitutional Curtailments: Attempts to Rebuild Independence of the Judiciary in Bangladesh," in *Routledge Handbook of South Asian Politics*. ed. Paul Brass. New York: Routledge, pp. 191-202.
- Islam, Mahmudul, 2012, *Constitutional Law of Bangladesh*. 3rd ed. Dhaka: Mullick Brothers.
- Islam, S. Nazrul, 2016, *Governance for Development: Political and Administrative Reforms in Bangladesh*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Ministry of Law and Justice, 1986, *The Constitution of the People's Republic of Bangladesh* [as modified up to 31st May, 1986]. Dhaka: Government of the People's Republic of Bangladesh.
- Moniruzzaman, M., 2009, "Parliamentary Democracy in Bangladesh: An Evaluation of the Parliament during 1991-2006," *Commonwealth and Comparative Politics*, 47(1), pp. 100-126.
- Rahman, Syedur, 1990, "Bangladesh in 1989: Internationalization of Political and Economic Issues," *Asian Survey*, 30(2), pp. 150-157.
- Seervai, H. M., 1991, *Constitutional Law of India*. 4th ed. Bombay: Tripathi.
- Sobhan, Zafar, 2018, "Endgame in Bangladesh," *The Hindu*, 12 February.